

	20年度計画	18年度実績
計画数値		
・被保険者1人あたりレセプト点検効果額 健康保険（資格点検）	1,002円	2,012円
	<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>	
見込数値	20年度見込	18年度実績
・医療給付費 健康保険	16,365億円	37,242億円
	<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>	
船員保険	204億円	204億円
・医療費通知件数 健康保険	19,826,000件	28,109,378件
	<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>	
船員保険	63,000件	64,781件
・負傷原因照会件数	175,000件	344,578件
・求償件数 健康保険	52,000件	125,975件
	<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>	
船員保険	710件	721件
・求償決定額 健康保険	2,807,000,000円	6,929,294,495円
	<u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>	
船員保険	49,000,000円	55,275,397円
・レセプト点検効果額総額 <u>（平成20年9月までの半年分の数値）</u>		
健康保険（内容点検）	8,712百万円	17,052百万円
（外傷点検）	4,321百万円	8,466百万円
（資格点検）	19,906百万円	39,134百万円

(2) 保健事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健診事業を効果的に実施し、それらの健診結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率（平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%）の達成に向けて、特定健康診査40%以上（被保険者・一般健診）、特定保健指導28%以上（被保険者・政管健保）が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

【計画】

① 被保険者に対する健診及び保健指導の実施

- ・被保険者に対する一般健診（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査（※）、がん健診、肝炎ウィルス検査等を含む）等の実施
※ 40歳以上74歳までの被保険者に対し、一般健診においてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目（腹囲、LDLコレステロール等）を実施。
- ・健診機関毎の健診契約の実施
- ・保健師による事業所訪問等での保健指導（「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定保健指導（※）を含む）の実施
※ 特定健康診査の結果に基づき、腹囲（男性85cm，女性90cm）や追加リスク（血糖値，脂質，血圧）の多少及び喫煙率の有無等により、動機付け支援対象者（初回面談及び6ヶ月後の評価）と積極的支援対象者（初回面談及び6ヶ月間の継続的支援）に対象を区分し、保健指導を実施。

② 被扶養者に対する健診及び保健指導の実施

- ・40歳以上74歳までの被扶養者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施
- ・契約取りまとめ機関と保険者グループとの集合契約により、特定健康診査（特定保健指導）実施契約を実施（※）
※ 従来より市町村が行ってきた老人保健法に基づく老人基本健康診査の契約形態（市町村と地域医師会等との健診実施契約の方式）を活用し、政管健保と健康保険組合等が共同し地域医師会等と特定健康診査等の実施契約を結ぶ。

③ 特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上

- ・平成20年度の特定健康診査等の実施目標を達成するため、年度前半においても、年間の特定健康診査等実施率を目標とした事業を実施する。
- ・被保険者については現行の健診機関契約を拡充していくとともに、被扶養者については受診券（利用券）を交付し、今までと同様に地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、なじみやすく、受診しやすい健診とする。

(参考)

○国の基本方針（案）で示された実施率

・平成24年度において、特定健康診査70%、特定保健指導45%

○平成20年度の実施率目標

項目	区分	制度	健診の種別	実施率※1
特定健康 診査	被保険者	政管健保	一般健診 ※2	40%以上
			事業主健診からの情報提供 ※3	20%以上
		船員保険	一般健診	40%以上
			船員健康証明からの情報提供 ※4	20%以上
	被扶養者	政管健保	————	40%以上
		船員保険	————	35%以上
特定保健 指導	被保険者	政管健保	————	28%以上
		船員保険	————	20%以上
	被扶養者	政管健保	————	20%以上
		船員保険	————	20%以上

※1 特定健康診査の実施率は、40歳以上74歳までの加入者に対する、特定健康診査を受診した者（又は健診結果を保険者が取得した者）の割合である。また、特定保健指導の実施率は、特定健康診査を受診した者でメタボリックシンドローム予備群該当者と判定された者に対する、特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）を実施した者の割合である。

※2 特定健康診査の実施率として反映されるのは、40歳以上74歳までの一般健診受診者数である。

※3 事業主健診は、労働安全衛生法に定められ事業主に実施義務が課されている健診であり、特定健康診査の検査項目を含んでいる。

※4 船員健康証明は、船員法に定められ船舶所有者（事業主）に実施義務が課されている健診であり、特定健康診査の検査項目を含んでいる。

④ 社会保険総合健康管理推進事業の実施

- ・健康管理保健師等の活用による健康づくり指導講習会の開催等
- ・心の健康（メンタルヘルス）のための講習会、相談会（電話相談を含む）等の事業を実施。
- ・健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導等の健康づくり事業等の実施

⑤ 保険者協議会等における医療費分析、他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

		20年度計画	18年度実績
計画数値	・健診実施者数		
	健康保険(40歳以上被保険者)	——	3,267,977人
	船員保険(40歳以上被保険者)	——	15,254人
	・事後指導実施者数	——	653,864人
	・特定健診実施者数		
	(健康保険)		
	被保険者：生活習慣病予防検診	2,437,000人	——
	(参考)事業主健診からの情報提供	1,218,500人	——
	被扶養者：	578,000人	——
		(平成20年9月までの半年分の数値)	
	(船員保険)		
	被保険者	16,060人	——
	(参考)船員健康証明からの情報提供	8,030人	——
	被扶養者：	11,860人	——
・特定保健指導実施者数			
(健康保険)			
被保険者：	185,400人	——	
被扶養者：	28,800人	——	
	(平成20年9月までの半年分の数値)		
(船員保険)			
被保険者	1,740人	——	
被扶養者	860人	——	

(3) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

【計画】

① 年金福祉施設等

ア 年金の福祉施設、政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）において、中期目標等に沿って当該施設の譲渡等が進められているか把握する。

これらの施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた整理合理化を進める。

イ 船員保険の福祉施設については、船員保険事業運営懇談会の検討結果等を踏まえて、整理合理化を進める。

【参考】

○RFOへの出資状況（平成18年11月1日現在）

施設数	302
出資価格	201,653百万円

○発足以来の落札実績（平成17年10月1日～平成19年12月26日）

施設数	144
落札金額	66,034百万円（出資価格に対し、1.33倍）

○RFOにおける平成20年度実施計画（譲渡施設数の見込み）

施設数	90
-----	----

② 社会保険病院及び厚生年金病院

社会保険病院及び厚生年金病院については、各般の意見を踏まえながら、地域の医療を損なうことのないように十分配慮し整理合理化の検討を進めることとする。

8. 業務全般に関する事項

(1) 国民サービスの向上

【目標】・サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。

- ・お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

〔数値目標〕「お客様満足度」調査によるお客様満足度：前年同期以上

注) アンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。

【計画】

① 分かりやすい情報提供

ア 社会保険庁ホームページを活用して、社会保険庁改革の推進状況や年金記録問題の進捗状況を逐次国民に情報提供するとともに、各種窓口の案内や制度の分かりやすい説明、各地域別の情報提供に努める。

イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供し、混雑の少ない事務所や時間帯での利用を促すとともに、待ち時間をできる限り短縮化するための取り組みを推進する。

ウ 社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁の業務の改善・効率化に関する意見・要望を、広く国民の声対応報告体制により集約し、業務改善に反映する。

② 窓口サービスの改善

ア 全国の社会保険事務所等の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」を実施し、結果を社会保険庁ホームページに公表する。

イ 利用者のニーズに対応した社会保険サービスを提供するため、本庁及び地方における職員教育の充実を図る。

ウ サービスの提供状況を客観的に評価するため、民間の調査機関による窓口サービス実態調査（いわゆる覆面調査）を継続的に実施する。

③ 分かりやすい通知書等への見直し

ア 平成18年10月から、全国的に統一した業務マニュアルの運用を開始し、各種届出の様式等の統一化を図ったところであるが、更に、各種通知書や申請書等を分かりやすく、また、記入しやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った見直しを行う。

イ 通知書等の見直しに当たっては、「通知書等作成ガイドライン」に基づいて行うとともに、社会保険庁LANを活用し、社会保険事務所職員等からの意見を反映させる。また、利用者の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター会議を開催する。

④ 業務品質の向上及び標準化

- ア 全国的に統一した業務マニュアルの精緻化・拡充及び円滑な照会対応を図り、業務品質の標準化を推進する。
- イ 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を推進する。

⑤ 届出の省略

- ア 年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略（平成18年10月～）。
- イ 事業改善法の関係規定の施行（平成23年4月）に向けて、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握（氏名・住所変更届の省略）に向けた検討を進める。

⑥ 電子申請の利用促進のためのインセンティブ措置

- ア 事業主が『磁気媒体届書作成プログラム』を利用して電子申請するに際して当該事業所の人事給与等システムを改修又は構築した場合、情報基盤強化税制等の税制上の優遇措置が受けられることについて周知を行う。
- イ 『磁気媒体届書作成プログラム』を利用した社労士代行申請の場合、事業主の電子証明書について、ID・パスワードに代替できることについて周知を行う。
- ウ 被扶養者（異動）届を磁気媒体届書作成プログラムに追加し、健康保険被保険者証の交付に要する期間を短縮する。

⑦ 社会保障カードの検討

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす「社会保障カード（仮称）」については、「電子私書箱（仮称）」（内閣官房、総務省、厚生労働省及び関係府省）の検討と連携しつつ、厚生労働省内において検討されているところであり、社会保険庁においても関係部局とも連携し検討を進める。

(2) 予算執行の透明化

【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させる。

【計画】

① 調達コストの削減と透明性の確保

- ア 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札等に付すことを徹底するとともに、調達に係る計画数値に基づき、調達コストの削減に努める。
- イ また、契約事務の適正化のため、随意契約件数の削減に努めるとともに、契約事務取扱要領に基づく事務処理の徹底を図る。
- ウ 本庁の調達委員会及び各社会保険事務局の契約審査会において、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。
- エ 公共調達審査会、契約審査会及び第三者機関である公共調達監視委員会において、競争契約及び随意契約の事後審査を的確に実施する。
- オ 業務に使用する帳票等については、インターネットを活用した受発注システム（管理換WEB）を円滑に運用して適正な在庫管理を行い、調達コストの削減に努める。
- カ 予算執行に関する事業単位コードを活用し、適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理の一層の効率化及び職員のコスト意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討する。

② 会計監査の強化

- ア 本庁内部部局、施設等機関及び地方支分部局に対する会計監査は、会計法令に基づいた適正な予算執行を確保する観点から、随意契約等調達業務の適正処理、会計機関における会計事故防止対策の取り組み状況、指摘事項の改善状況等に重点をおいて実施する。
なお、抜き打ち監査（事前通告なしの会計監査）については、現金亡失等の事故防止策として、引き続き実施する。
- イ 本庁の会計監査官とブロック担当事務局に配置された会計監査を担当する地方社会保険監察官とが連携しながら、ブロック局管内の会計監査を効果的に実施する。

③ 予算・決算の検証

- ア 社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する。
- イ 予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類するとともに、執行結果を予算要求に反映させる。
- ウ 平成20年度から、予算書・決算書については、政策評価上の政策ごとに予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価における政策とを原則として対応させる見直しを行う。

計画数値

- ・ 競争入札割合
100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上
- ・ 調達コストの削減
調達計画額の10%以上を削減

(3) 組織の改革

【目標】全国健康保険協会及び地方厚生(支)局への業務の移管に伴う組織改編、人員体制の整備及び社会保険庁における内部統制(ガバナンス)の強化や事業管理の確保等を図り、また、社会保険事務所の内部組織の標準化を推進する。

【計画】

① 全国健康保険協会及び地方厚生(支)局への業務の移管

平成20年10月の全国健康保険協会の設立及び保険医療機関の指導監督等業務の地方厚生局(支)局への移管に伴う、人員の円滑な移行及び移行後の組織の改編、人員体制の整備

② ガバナンスの強化

ア 本庁による全国統一的な業務管理

- ・全国的に統一した業務マニュアル(平成18年10月～)の精緻化・拡充
- ・職員からの職務遂行上の疑問等に係る照会について、迅速な対応を図る。
- ・現場からの内部改善提案制度や、国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方策を徹底させる機能の強化
- ・社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程の廃止及び全国統一的な事務処理規程の策定・実施(平成20年4月～)

イ ブロック単位での広域的な取組の推進

- ・社会保険庁訓令によりブロック内の調整を担当する事務局(ブロック担当事務局)を位置づけて、ブロック単位の活動を推進(平成18年4月～)
- ・地方社会保険監察官について、ブロック担当事務局に集約配置し、本庁による直接の指揮監督の下、監察を実施(平成18年10月～)
- ・事務所長以上の地方幹部の人事及び人事評価について、ブロック担当事務局長による調整の推進(平成19年4月～)。
- ・大学校やブロック担当事務局と連動したブロック単位研修の実施
- ・事務局ブロック化に向けて、段階的なブロック単位の活動を行うための体制作り

ウ 数値による事業管理の推進

- ・数値による目標や計画を盛り込んだ社会保険事業計画の実施と実績評価
- ・国民年金保険料収納に係る行動計画(アクションプログラム)

エ 管理職員のリーダーシップ・マネジメント力の向上

- ・管理職員にふさわしい人材の登用
- ・各組織における上司と部下の対話ミーティング
- ・管理職員に対する研修

オ コンプライアンス(法令遵守)の推進

- ・法令遵守について職員が通報できる内部通報制度(平成16年10月～)
- ・外部(職員以外の者)からの法令違反通報窓口(平成18年6月～)
- ・弁護士による内部通報の外部窓口(平成20年春)
- ・通報への対応や防止策を検討する社会保険庁法令遵守委員会
- ・各社会保険事務局の法令遵守委員会(平成18年7月～)
- ・研修その他の継続的かつ自主的な取組を推進する法令遵守推進者(平成17年2月～)
- ・社会保険大学校、各社会保険事務局及び社会保険事務所で行う研修における社会保険事業に携わる使命感の涵養、業務に即した法令遵守研修の充実
- ・事例集や事故リストを題材とした研修資料の活用

- ・法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯（「見える化」の実施）
- カ 開かれた組織運営
 - ・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図るため、本庁に「社会保険事業運営評議会」を設置（平成16年度～）
 - ・各社会保険事務局等の事業運営及び業務の実施状況について広く地域の方々に情報提供を行うとともに、利用者及び被保険者等の視点からの意見を受け止め、サービスの改善を図るため、地方社会保険事務局に「サービス改善協議会」を設置（平成17年度～）
- キ 監察機能の強化
 - ・事務所監察においては、不適正事案の発生を踏まえ、法令に基づかない不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した適正検査をさらに充実させるとともに、再発防止に向けた改善対策の確認及び指導を強化
 - ・民間から任用した特別社会保険指導官の専門的知識を活かした監察内容の充実
 - ・事務所等に対して、事前通告なしの業務監察を実施
 - ・特定の分野の監察については、外部委託を実施

③ 人事政策の改革

- ・事務局・事務所の幹部人事について、本庁主導の人事を推進
- ・年功序列や地域の事情にとらわれない能力本位で、広域的な人事を実施
- ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用
- ・幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置等
- ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視
- ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を拡大
- ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇任と合わせた研修制度を実施
- ・各職員を「適用」、「保険料徴収」、「給付」、「年金相談」、「システム開発」、「業務指導」等の部門を幅広く経験させた上で、その適性を見極め、いずれかの部門の卓越した知見を有する専門家・熟達者として養成する計画的な人事配置
- ・システム開発部門に従事する職員について、ITガバナンスの強化を図るため、民間からの中途採用等を推進し、人材を育成
- ・本庁と事務局間及びブロック内異動を中心とした事務局間の人事異動の推進
- ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大
- ・本省と社会保険庁との人事交流の推進
- ・他府省と社会保険庁との人事交流の実施

④ 人材の育成

業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。

- ・本庁と各事務局ごとに研修計画を策定する。各事務局は地方社会保険事務局研修ガイドラインに基づき、研修を実施する。
- ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて職員の専門知識の把握について試験を行い、その成績を任用に活用する。

- ・ 社会保険大学校において、職員のマネジメント能力を向上させるために、職務階層別研修の充実を図る。
- ・ 社会保険大学校において、職員の実務能力を継続的に向上させるために、ステップアップ研修の充実を図り、一部の研修において「指導者養成課程」を新設する。
- ・ 非常勤職員に対する研修体制の整備
- ・ 年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。
- ・ 事務局等において新規に配属された職員に対し、職場の上司を講師とした研修を実施する。
- ・ 社会保険事業の中で重要課題となっている業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、社会保険大学校による通信研修を実施する。

⑤ 人事評価制度の推進

全職員を対象とした人事評価制度の実施（平成19年4月～）を通じ、上司と部下のコミュニケーションの向上を図ることにより人材育成・業務改善につなげ、組織全体のパフォーマンスの向上・業務の一層の効率的・効果的な遂行を図る。

⑥ 職員の意識改革の推進

- ア 事務局・事務所ごとの主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施する。
- イ 内部改善提案制度（平成16年10月～）により、日々の業務に携わる職員からの改善提案や、各地域における工夫や成果の相互交流を活発に行い、内部からの改革を推進する。
- ウ 不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、組織内の日常的な業務執行ルールを徹底する。
- エ 法令遵守・公務員倫理・個人情報保護・待遇等について、本庁、社会保険業務センター、社会保険大学校及び各社会保険事務局等において職員研修を実施する。

⑦ 本庁の体制強化及び社会保険事務所の内部組織の標準化の推進

- ア 内部ガバナンスの強化及び業務体制の充実を図るための本庁の体制強化を図る。
- イ 平成20年10月の全国健康保険協会への業務移管に伴い、本庁内部部局については、医療保険課の廃止、総務部サービス推進課の運営部への移管の組織改編を行う。
- ウ 平成20年10月の全国健康保険協会への業務移管及び保険医療機関の指導監督等業務の地方厚生局への移管に伴い、各地方社会保険事務局において、保険課と年金課を統合して運営課を設置する等の組織改編を行う。
- エ 社会保険事務所の内部組織の標準化を順次進めるとともに、平成20年10月までに、社会保険事務所の庶務課を他課に統合する。

⑧ 業務の集約化及び外部委託の拡大

- ア 健康保険・厚生年金保険・国民年金適用業務、国民年金保険料業務、健康保険給付業務及び年金給付業務の入力業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進する。

※ 健康保険給付業務については、「9. 全国健康保険協会への移行に関する事項」の「(1) ②のア」を参照。

イ 新規裁定受給者に送付する年金証書の発送業務について、外部委託化を推進する。

ウ 未適用事業所の適用促進業務について、全国の社会保険事務所で外部委託を実施する。

エ 国民年金保険料収納業務について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として、185カ所の社会保険事務所へ拡大し実施する（平成19年度：95カ所）。

⑨ **社会保険庁LANによる情報共有の充実・効率化**

社会保険庁LANの更改を平成20年4月に実施するとともに、窓口装置（WM）を庁LAN端末としても利用できるようにすることで、庁LAN端末の一人一台化を実現し、情報共有の充実・効率化を図る。

9. 全国健康保険協会への移行に関する事項

【目標】平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や被保険者サービスの向上など必要な体制づくりを進めるとともに、システム開発など必要な準備を進め、健康保険事業を円滑かつ確実に移行させる。

【計画】

(1) 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた体制づくりの推進

① 被保険者等の意見を反映した事業運営の推進

- ア 政府管掌健康保険に関する広報・情報提供について、都道府県毎の運営状況や公法人化に関する情報も含め、その充実を図る。
- イ 政府管掌健康保険の健康保険事業について、都道府県毎に事業主・被保険者から構成される懇談会を開催し、必要な情報提供を行うとともに、被保険者等からの意見を踏まえ、地域の実情を踏まえた事業運営を推進する。
- ウ 健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、モニターなど、健康保険事業に協力していただく被保険者を委嘱する健康保険委員（健康保険サポーター）制度を実施する。

② 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた業務改革の推進

- ア 健康保険給付、任意継続被保険者業務については、都道府県単位で、郵送の受付・審査・入力・決定・支払等の業務の集約化を推進するとともに、全国的な業務の標準化や外注化を推進する。
- イ 健康保険給付業務について、サービススタンダードの遵守を徹底するとともに、被保険者サービスの充実を図る。また、保険給付の申請等については、郵送や電子申請により、被保険者等が社会保険事務所に来所しなくても手続きが完結できる環境整備を図る。

③ 保健事業の充実

保健事業については、平成20年4月からの特定健診・特定保健指導の義務化に適切に対応するとともに、地域の実情を踏まえ、健診の受診率や事後指導の実施率の向上を図る。（詳細は、「7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項」の「(2) 保健事業の実施」を参照）

④ 医療費適正化対策の推進

政府管掌健康保険の公法人化に伴う都道府県単位の財政運営を見据え、さらに効果的かつ効率的なレセプト点検の推進を図るとともに、地域の医療費の分析の充実など、医療費適正化対策の推進を図る。（詳細は、「7. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項」の「(1) 健康保険の医療費の適正化」を参照）

(2) 健康保険業務の円滑な移行

① 全国健康保険協会システムの開発・移行

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、全国健康保険協会の健康保険業務システム等の開発・テスト、データ移行を確実に進め、システムの円滑な移行を図る。

② 業務の移管の準備と円滑な移行

健康保険業務の円滑かつ確実な移行を図るため、必要な広報を実施し、事務所の設営、マニュアルの作成、研修などを実施するとともに、被保険者証の切替や新たな組織やシステム等に対応した業務実施体制づくりなど必要な準備を進める。

また、社会保険健康事業財団で行っている保健事業について、全国健康保険協会に円滑かつ確実な移行を図るため、必要な準備を進める。

(3) その他

船員保険制度については、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）」により、平成22年1月から船員保険の職務上疾病・年金部門及び失業部門のうち、労災保険及び雇用保険に相当する部分を一般制度へ統合、職務外疾病部門及び船員の独自給付部門は全国健康保険協会に移管することから、業務の円滑な移行を図るため、システムの構築や必要な調整等の準備を進める。

10. 日本年金機構の設立準備等

【目標】平成22年1月の日本年金機構（以下「機構」という。）の設立に向け、機構における組織、業務の運営が円滑に行えるよう所要の準備を進める。

【計画】

（1）基本計画の策定

年金業務・組織再生会議の意見を踏まえ、政府として基本計画を策定する。

（2）機構への円滑な移行のための準備

設立委員による機構の設立準備が円滑に進むよう以下の点を始めとする各般の準備作業を進める。

① 機構の組織体制等の検討

機構の組織体制、諸規程等の案を作成し、設立委員会で検討する。

② 間接業務システムの開発

機構の内部管理業務（人事・給与、会計、旅費業務等）を的確かつ効率的に処理するための間接業務システムの開発を進める。

③ 機構への財産の出資

機構の業務遂行に必要な財産を国から機構に出資するために必要な不動産の境界の確定、地積測量等を行う。

④ 事務所に係る準備

機構の本部やブロック組織の事務所の場所の選定や入居に向けた準備を行う。

⑤ 健康保険組合の設立準備

機構の設立と同時に設立される健康保険組合の設立に必要な準備を行う。

⑥ ①から⑤までの事項のほか、機構において組織及び業務の運営を的確に行うための措置について検討し、所要の作業を進める。

（3）職員の採用のための準備

設立委員会において労働条件及び採用基準を決定した後、職員に対し希望の確認を行い、長官から設立委員に対し名簿の提出を行う。設立委員会において、審査の上、採用予定者を決定する。

（4）機構の業務の実施方法に関する検討及び準備

① 法人化に伴う業務方法の見直し、国と法人の分離に伴う基本通達の整理、業務マニュアルの改定の作業を進める。また、集約事務センターの具体化の検討を行う。

② 国が機構に委託して行う業務のうち、年金受給権の裁定、保険料額の調定、納入告知などについての国の決裁事務処理を行うためのシステム開発を行う。